自由討議(第2回WT)における委員の意見概要 (※第2回WT後、事務局で個別に聴取した意見も含む)

総論

○ 今回の議論はコロナ禍への対応が発端となっているが、より大きな文脈でとらえると、①蔵書のデジタル化とデータベース化、②デジタル化されたコンテンツへのアクセス提供の在り方、③紙の資料のデータベース化を進める中での経過措置として、紙で存在する資料をデジタルの形で利用するための環境作り、④商業流通している出版物の電子化の促進とこれをバックアップする体制の確立、といった4つの課題がある。これらは、図書館あるいは知識流通のデジタルトランスフォーメーションという大きな課題の中で考える必要があり、こうした広いフレームワークを理解した上で議論を進めてほしい。

1. 絶版等資料へのアクセスの容易化について(法第31条第3項関係)

(1)「絶版等資料」について

- 国際的に共通化できる概念は共通化した方がよいという観点からも、「絶版 等資料」という言葉については、アウト・オブ・コマースを意味するような 文言にして、その内容も2019年のEU指令で定められているような定義に合わ せていくというのが一つの考え方ではないか。※複数意見あり
- 「絶版」という言葉がアウト・オブ・プリントという意味で使われており、「絶版」という言葉を使うことに引っかかりがある一方で、権利制限の対象をアウト・オブ・コマースのものとした方が実体に合っているということであれば、最終的に用語をどう直すかは別として、実質はアウト・オブ・コマースのものを対象として検討すればよいのではないか。
- 対象となる資料についてはアウト・オブ・コマースのものでよいのではないか。「絶版」という言葉は、活版印刷時代を前提とした言葉であり、時代に合わなくなっているので、文言上改正するのもよいのではないか。

- 絶版等資料の範囲について、補償金を取ることで緩やかに考えられるのでは ないか。
- 対象となる絶版等資料の範囲は、市場の流動性を踏まえたうえで、そもそも 商業的な利用を想定していない著作物やおおよそ今後も市場に流通しない であろう著作物など、おおよそ権利者の市場に影響がない程度に限定するの がよいのではないか。

(2) 中古本の市場との関係

- 著作権の本質から考えると、絶版等資料としては、最終的に権利者にリターンが行くような流通が止まっているかどうかという点に注目すべきであり、中古本については、権利者にリターンがいかないのであまり関係がない。
- 古書店では、著作権者や出版社に収入が入る形で売られていないため、権利制限が許容されるか否かのレベルにおいては、古書店での入手可能性を考慮する必要はなく、古書店で入手可能であったとしても、それをアウト・オブ・コマースと認定することに躊躇は感じない。
- 中古本については、権利者が対価を得ていない一方、図書館側からすると中 古本で容易に入手可能であるにもかかわらず、なお権利制限が必要なのかと いう点も考慮する必要があり、その観点からすると中古本で容易に入手でき るものとそうではないものとの間には差がある。これらの二つの点のバラン スをどう考えるかが問題となる。
- バランスの問題。権利者側の市場を乱さないようにするという考え方からすれば、中古本については権利者にリターンがないので、この送信サービスを導入していいということになる。他方、市場が固定化されていないこと及び民間の契約ベースの市場を害してはならないという基本的な発想からすると、中古市場がまだある中で、必要性もないのに送信サービスを広げていくべきではない、という考え方も有り得る。

(3) 補償金の取扱い

- 利便性を高める代わりに失われる経済的利益を補償金で手当てするという 考え方は合理的。利便性向上、流出防止・濫用防止、補償金の3点を組み合 わせて考えていくと良いのではないか。
- アウト・オブ・コマースの資料を権利制限の対象とするとしても、補償金については、潜在的な収入源になり得るような著作物の利用があるのであれば、それは収入確保の手段として取り入れてもいいのではないか。権利制限をより利便性の高いものにするために、補償金制度を取り入れた方がバランスを取りやすいという実態もあるので、補償金の議論を排除する必要はない。
- アウト・オブ・コマースの内容が明確化され十分担保される場合であっても、 なお補償金が必要かは十分な検討が必要。
- 補償金については、市場が固定化されていないという点を考慮する必要があり、図書館等によるアウト・オブ・コマース本の送信サービスがなければ有償の市場が発展したかもしれないということは勘案する必要がある。
- 補償金額を定める際は、孤児著作物問題を念頭に置くべきで、補償金を欲しいと申し出てくる人の割合を考慮して補償金額を市場価格より低くすることも考えられるのではないか。また、電子出版などのインフラコストを権利者が負担していないことを考慮して、額を低廉にすることも考えられる。
- 補償金の配分については、実際に利用された著作物の権利者に個別に配分するのではなく、私的録音録画補償金のように一括して権利者団体に配分して、当該団体において孤児著作物など権利者が出てこないことも踏まえて、実際の配分を決めてもらうということが考えられる。
- アウト・オブ・コマースの国会図書館による非営利での利用については、補償金は不要ではないか。理由としては、まずアウト・オブ・コマースのうちネバー・イン・コマースの比率が大きいという点が挙げられる。またオプト

アウトをスムーズにできるようにすれば出版物市場に対して影響を与えないのではないかと考えられる。さらに、補償金を取るにしても、そちらの運用コストの方が大きくなってしまうことも危惧される。

- 利便性の観点から、ダウンロードは可能としつつ、そこの部分まで補償金と して補償すれば、権利者も抵抗感がないのではないか。
- アウト・オブ・コマースの特定や限定、送信形態の限定がしっかりできるな ら、補償金までは不要という考え方も有り得る。
- プリントアウトやダウンロードを可能とする場合は、権利者の利益保護の観点から、補償金を考えるべき。補償金を考えないとすると、プリントアウトやダウンロードを可能にすることは難しくなるのではないか、また、絶版等資料の範囲も厳格に考えざるを得なくなるのではないか。補償金を取ることで、これらの点を緩やかに考えることも可能になると思われる。
- 31条3項については、その対象を厳格に限定するのであれば、調査・研究の利便性の向上という観点から、利用者にとって有償か無償かの違いは大きいと考えられるため補償金をかけず、利用態様についてもなるべく制限をかけない方向とすることが考えられる。

(4) 送信の形態

- 一般公開はやりすぎであり、少なくともID・パスワード等で管理する必要があるのではないか。また、一部分でなく丸ごとプリントアウトやダウンロードが可能となるとすると、第31条第3項後段との関係がおかしくなるため、ストリーミングのみとすべき。
- 強制的に発達するかもしれない市場に影響を与えることを考えると、一般公開はやりすぎであり、必要な限度で導入すべき。パスワード等を要求することは有り得るだろうが、ダウンロードできないのはかなり使いづらい。

- I D・パスワードは、流出防止の観点から必要ではないか。また、利便性の 観点から、ダウンロードは可能としつつ、そこの部分まで補償金として補償 すれば、権利者も抵抗感がないのではないか。※再掲
- ユーザーの観点からはダウンロードまでできた方がよいが、ダウンロードまでできるようにするなら、複製防止措置を義務付けるなど、権利者への配慮は必要。
- ID・パスワードについては、反対ではないが、それが流出防止の目的から して最善の手段なのか、電子透かしなど他の手段による防止の方が最善では ないかといった視点も必要。
- ストリーミングは、固定されたインタフェースでしか見られない。画質が良い資料ばかりではないので、ビューワーなど自分で選んでみられるようにしないとユーザーとしては使いづらい。ストリーミングかダウンロードかという点は、現実の使い勝手の観点からも検討してほしい。教育現場でどう活用するかという点との兼ね合いも考えてほしい。
- 技術的な手段は常に変わり続けるものなので、仮に、技術的な手段について何らか決めるとしても、法律そのものに詳しく書き込むのではなく、当事者の合意事項などの中で、その時々の技術水準に合わせた手段を選ぶことができるような規定ぶりにすべき。
- 個人が必要な資料、情報を入手するのに、図書館に行けない、それを何とか しようということであれば、一括して全体的にプリントアウト、ダウンロー ドを許す必要があるのではないか。
- 権利者に影響がない範囲に対象を厳格に限定するのであれば、利用態様については、調査・研究の利便性の向上という観点から、プリントやダウンロードを可能としたうえで、さらには I Dやパスワードをかけずに一般公開するという選択肢も検討してよいのではないか。

(5) 受信者側での複製の取扱い

- 私的使用目的の場合と業務目的の場合というのはなかなか区別し難い。個人が必要な資料、情報を入手するのに、図書館に行けない、それを何とかしようということであれば、一括して全体的にプリントアウト、ダウンロードを許す必要があるのではないか。これらの行為については私的複製に該当しないものも含めて図書館の絶版等資料の送信サービスにおいて行われる複製ということで、例外的に許容されると考えるべき。
- 受信者が受信した資料を業務目的等で複製する行為については、絶版等資料 送信サービスの尻尾(一連の絶版等資料送信サービスの最終段階)と捉えれ ば私的使用目的に限定する必要はなく、企業内複製という大きな問題に触る 必要もなくなるので、権利制限の対象とすることを説明できるのではないか。

2. 図書館資料の送信サービスについて(法第31条第1項第1号関係)

- 補償金請求権があるからいいということではなく、まずは電子出版等の市場を阻害しないような担保を設ける必要がある。その方法としては、権利者の利益を不当に害しないという一般的なただし書をつけ、その中で読み込むことが一つの方法。また、市場としては、電子出版のほかに、オンデマンド出版など様々なものがある。権利者によるそうしたビジネスが存在している場合は、それを尊重する必要がある。
- 電子出版等の市場への影響を考えると、補償金の問題が出てくるのは当然として、さらに、この送信サービスがされると権利者にとってはその範囲で自分のビジネスが成り立たなくなる可能性があるという意味では、ただし書などで市場への影響が大きい場合を除外していくことが非常に重要になってくる。
- 補償金については、第30条のような集合的なものではなくて、一個一個の利用に対応した補償金を積み上げていくという個別的な形になると思うので、分配において難しい問題は生じないと思われる。また、電子的に記録していけば、さほどコストもかからず、個別の送信に対し個別のリターンが行

くという分かりやすい形になるのではないか。補償金の額は、通常契約する際に適用されるような実質的な使用料の料率というのを重視した形になる と思われる。

- 電子市場ができている場合、そもそも権利制限の対象外とすべき。市場が有る場合でも補償金があるからいいだろう、とはならない。金額の問題ではなく、ある意味ビジネススキームやお金の配分の仕方を強制してしまうことが問題。他方、それ以外のところについては補償金があったほうがいい。紙媒体等で儲けている部分を圧迫する以上は補償金が必要で、その額について逸失利益ベースという考え方もよく分かる。ただ、インフラ等のコスト負担を免れていることなど、いろいろ考える必要があるかもしれない。
- 電子出版サービス等とのすみわけ・兼ね合いは重要。諸外国の例では、契約のオーバーライド関係を立法で定めているところもある。日本では、法律で明確に定めると柔軟性を損なうことも考えられるので、例えば電子ジャーナルを契約している場合の考え方を示していくことも考えられる。
- 対象資料にはアウト・オブ・コマースのものも含まれるので、補償金を付けるとすればそれらについてどういう取り扱いになるかも別途考える必要がある。利用対象の分量については、諸外国では「10%」や「1書籍から1論文」という形で限定しているところも多い。日本でも、従来の「一部分」とは違う分量的な基準を設けることも検討されてよいのではないか。

3. その他関連する課題

(1) 「一部分」要件の取扱い

○ 論文集に掲載されている一論文全体が複写対象にならないといった問題が 生じているので、「一部分」要件は見直しが必要。ただ、「一部分」要件を見 直す場合は、権利者の利益保護とのバランスを図るためにただし書の新設な どが必要になる。

- 公的機関が作成した広報資料等については、第31条の中で柔軟な扱いをすることもあり得るし、むしろ第32条第2項の改正ということも考えられる。
- 「一部分」要件は、市場における販売単位で考えるべき。法律に書きにくい ということであれば、一般条項化することもあり得る。
- 「一部分」については、補償金がない状態であれば厳しく絞る必要があったが、補償金がある場合は考え方も変わってくる可能性がある。この新しいバランスの上で「一部分」を考えればよいのではないか。
- 公的機関の資料は、まさにアウト・オブ・コマースであり、これの利用によって権利者へ与える害が考えられない。
- 補償金との相関関係は重要。従来は補償金がない中で利用範囲を広げるというと、権利者に納得してもらうために一般の人が読んでもすぐに分からないような条件を細々とつけて対応してきた。これは政府の掲げるデジタル立国に即する方向性なのか。補償金の仕組みを確立することで、それならここまでの利用を認めてよいのではないかという議論を、当事者含めて進めていく視点も重要である。
 - (2)図書館等の利用者による図書館資料の複製と、私的使用目的の複製(法第30条第1項)との関係(法第31条第1項との棲み分け)
- 31条1項1号は、司書等を介在させて複製させることが前提なので、コピー機でユーザーが勝手にコピーすることは、基本的に私的複製でないと許されないと思う。もし、私的複製することすら問題だということであれば、各図書館が館内のルールとして制限する、あるいは権利者からそれを要望するという形で解決すべきであって、法律で手当てすべき問題ではない。(さもないと私的複製が禁止される空間の定義などが複雑となり、また館外貸し出し可能なものについては外で私的複製することが妨げられないのであればあまり意味がなく、逆に館外貸し出しについても規制するというのであれば媒体の定義などが複雑となり、またいずれせよ監視が不可能である以上、遵守を期待することが困難である。)

○ 図書館内のコピーはユーザーが行う場合も、あくまで司書の手足としてユーザーが行っているという建前の上での議論である。30条だからよいというのは31条とは全く別の話ではないか。慎重に考える必要。

(3)「図書館等」の範囲

- 小中高を含む学校図書館に関しては、35条との兼ね合いも改めて考える必要がある。授業の範囲内であれば学校図書館から送信することも条文上不可能ではないとも考えられるところ、この場合、第35条の補償金でとるのか、第31条の補償金でとるのか、という棲み分けを含め制度設計を考える必要。
- オンライン講義への需要の高まりにとどまらず、広い意味での小中高を含めたオンライン情報へのアクセスが、今ほど求められている時代はない。そのような中で公共性のある小中高の学校図書館を「図書館等」に含めない理由はないように思う。
- 現在はオンライン授業が当然という環境になってきている。今まではニーズ に気付いていなかっただけかもしれないので、もう少しニーズを調べてみて もよいのではないか。
- 学校図書館の件について、ニーズはあると理解している。教育の情報化の進展の中で、学校図書館の位置づけは変わってきている。当然、小中高の学校図書館は「図書館等」に含まれるべき。

(以上)